



各 位

2022年5月24日

会 社 名 株 式 会 社 デ イ ス コ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 関 家 一 馬
社 長
(コード番号6146 東証プライム市場)
問 合 せ 先 I R 室 長 南 條 雅 俊
(TEL 03-4590-1111(代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 指名委員会等設置会社への移行

当社は、執行による適正かつ迅速な意思決定と取締役会による監督機能の強化を図るために、指名委員会等設置会社へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、報酬委員会および監査委員会ならびに執行役に係る規定の新設、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役等の責任免除

取締役および執行役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨および業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第32条（取締役等の責任免除）を新設するものであります。

なお、変更案第32条（取締役等の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 剰余金の配当等の決定機関

機動的な配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう現行定款第36条（期末配当金）および第37条（中間配当金）を変更するものであります。

(4) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(5) その他

上記変更に伴い、章数および条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総 則	第一章 総 則
第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、 <u>指名委員会等設置会社として</u> 、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、報酬委員会および監査委員会</u> (3) 執行役 (4) 会計監査人 第5条 (現行どおり)
第二章 株 式	第二章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第三章 株主総会	第三章 株主総会
第12条～第13条 (条文省略) (招集者および議長) 第14条 株主総会は <u>取締役社長が招集し議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設) (新 設) 第16条 (条文省略) (議決権の代理行使) 第17条 株主は、 <u>他の議決権ある株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</u>	第12条～第13条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集する。</u> 2. <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (削 除) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第16条 (現行どおり) (議決権の代理行使) 第17条 株主は、 <u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</u>
第四章 取締役および取締役会	第四章 取締役および取締役会
第18条～第19条 (条文省略) (任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。 2. (条文省略) (<u>役付取締役</u>) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	第18条～第19条 (現行どおり) (任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。 2. (現行どおり) (削 除) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役である取締役会長（以下、「代表取締役会長」という。）を置いた場合には、前項の規定にかかわらず、代表取締役会長が招集し、議長となる。ただし、代表取締役会長に事故があるときは、この限りではない。</u></p> <p>3. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(招集手続)</p> <p>第24条 <u>取締役会を招集するときは、各取締役および監査役に対し、会日から4日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(決 議)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役の前員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2. <u>取締役会の議長は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(招集手続)</p> <p>第22条 <u>取締役会を招集するときは、各取締役に對し、会日から3日前に、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(決 議)</p> <p>第23条 <u>(現行どおり)</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の前員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第五章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員数および選任方法)</p> <p>第27条 <u>当社の監査役は5名以内とし、株主総会で選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の前員の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の前員の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の前員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第28条 <u>監査役の前員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(招集手続)</p> <p>第30条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から4日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数で行う。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
(新 設)	第五章 指名委員会、報酬委員会および監査委員会
(新 設)	<p>(各委員の選定方法)</p> <p>第25条 指名委員会、報酬委員会および監査委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(各委員会規程)</p> <p>第26条 各委員会に関する事項については、法令、本定款、取締役会規程のほか、取締役会において定める各委員会規程による。</p>
(新 設)	第六章 執行役
(新 設)	<p>(選 任)</p> <p>第27条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第28条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後、最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第29条 取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、執行役の中から執行役社長1名を選定し、また必要に応じ、役付執行役を選定することができる。</p>
第六章 会計監査人	第七章 会計監査人
第33条～第34条 (条文省略)	第30条～第31条 (現行どおり)
(新 設)	第八章 責任免除
(新 設)	<p>(取締役等の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)および執行役(執行役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任について、当該取締役および執行役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
第七章 計 算	第九章 計 算
<p>第35条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第36条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第37条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第38条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの配当財産には利息をつけないものとする。</p>
(新 設)	附 則
(新 設)	<p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（予定）

以 上